

伊佐市告示第85号

伊佐市広報紙有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内企業等の活性化及び市の財政収入の確保を図るため、市が発行する「広報いさ」(以下「広報紙」という。)に掲載する有料広告(以下「広告」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 広報紙に掲載することができる広告は、市の広報紙としての品位を損なわないもので市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令又は条例若しくは規則に反し、又は反するおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの
- (5) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- (6) 政治活動、宗教活動、個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (7) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (8) 情報の真意及び出所が明確でないもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告掲載として適当でないと認めるもの

(広告の規格)

第3条 広報紙に掲載することができる広告1件当たりの規格は、次のとおりとする。

公告枠	大きさ
1 枠	縦58mm×横83mm
2 枠横	縦58mm×横172mm
裏面 6 枠	縦186mm×横172mm

- 2 広告の掲載枠数は、裏面6枠の他に6枠を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載の位置)

第4条 広告の掲載位置は、市長が指定するものとする。

(広告掲載の期間)

第5条 広告の掲載期間は、1か月単位とし、連続する掲載期間は、最大12か月とする。

(広告掲載料)

第6条 広告1件当たりの掲載料は、次のとおりとする。

広告枠	掲載期間	掲載料
1 枠	1 か月	8,000円
	連続する6か月	45,000円
	連続する12か月	84,000円
2 枠横	1 枠の掲載期間と同じ	1 枠の掲載料×2
裏面6 枠	1 か月	48,000円

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、広報紙及び市ホームページにより行うものとする。

(広告の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、掲載を希望する広報紙発行日の30日前までに、広報紙広告掲載申込書(様式第1号)に広告案を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第9条 市長は、前条による申込書を受理したときは、その内容を審査の上、掲載の可否を決定し、広報紙広告掲載決定(却下)通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

2 申込者数が広告掲載枠を超える場合は、掲載希望月数の多いものを優先することとし、広告掲載期間が同一の場合は、申込みの受付順により決定するものとする。

3 市長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、申込者に修正を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第10条 前条により決定通知書を受けた申込者は、市長の指定する期日までに、広告掲載料を一括納入しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第11条 広告掲載料は、還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができない場合は、この限りでない。

(申込者の責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとする。

2 広告の原稿は、申込者が作成し、市が指定する期日までに、市が指定する方法により提出するものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第9条第1項の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告掲載に支障があると認めるとき。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。